

配 慮 市 長 意 見 書

(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業に係る計画段階配慮書(以下「配慮書」といいます。)に関する横浜市環境影響評価条例第 44 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 林 文子

第 1 事業計画の概要

1 都市計画決定権者の名称及び当該第 1 分類事業を実施しようとする者の名称等

(1) 都市計画決定権者

名称：横浜市

(2) 第 1 分類事業を実施しようとする者

名称：横浜市

代表者：横浜市長 林 文子

主たる事務所の所在地：横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

2 事業の名称、種類及び規模

名称：(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業(以下「本事業」といいます。)

種類：鉄道及び軌道の建設(第 1 分類事業)

規模：延長約 2.8km

3 事業を実施しようとする区域(以下「計画区域」といいます。)

起点：横浜市瀬谷区中央、本郷三丁目、瀬谷四丁目

終点：横浜市瀬谷区瀬谷町

4 事業の目的

本事業は、相模鉄道本線瀬谷駅周辺から旧上瀬谷通信施設地区周辺にかけて、新たな交通として中量軌道輸送システムを整備するもので、旧上瀬谷通信施設地区の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資することを目的として行うものです。

5 事業の内容

(1) 事業の内容

事業の内容は下表のとおりです。本事業は、延長約 2.8km の軌道を新設し、合わせて（仮称）瀬谷駅、（仮称）上瀬谷駅の 2 駅及び車両基地を新設します。

表 事業の内容

項目	内容
計画区域	起点：横浜市瀬谷区中央、本郷三丁目、瀬谷四丁目 終点：横浜市瀬谷区瀬谷町
延長	約2.8km
構造形式	地下式、地表式、高架式
駅施設	（仮称）瀬谷駅 （仮称）上瀬谷駅
車両基地	（仮称）上瀬谷車両基地（約5ha）
単線、複線の別	複線

(2) 構造形式の複数案

本事業は、次に示すとおり、区間別に構造形式の複数案を設定しています。

【案①】 北区間：地表式、南区間：地下式、車両基地：地表式

【案②】 北区間：地表式、南区間：高架式、車両基地：地表式

【案③】 北区間：高架式、南区間：地下式、車両基地：地表式

【案④】 北区間：高架式、南区間：高架式、車両基地：地表式

第2 地域特性

計画区域周辺の地形は武蔵野段丘面群となっており、その大部分は丘陵地及び台地面となっていますが、大門川及び相沢川沿いに厚層 0～5m の軟弱地盤が分布しています。

計画区域の北区間は、市街化調整区域に指定され、そのほとんどがその他の農用地であり、一部は農業振興地域等に指定されています。南区間は、主として住居系の用途地域に指定されていますが、相模鉄道本線瀬谷駅周辺は、商業系の用途地域に指定されています。

計画区域に沿って環状 4 号線（上瀬谷線）が、計画区域の北側に五貫目第 33 号線、南側に瀬谷柏尾線、西側に東名高速道路、東側に一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）が通っています。なお、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）の交通量は、他の道路に比べ多くなっています。

計画区域内に位置する相模鉄道本線瀬谷駅の乗車人員は、平成 30 年度で 22,474 人となり、過去 5 年間の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。なお、旧上瀬谷通信施設地区に至るバス等の公共交通は整備されていません。

計画区域周辺では、「環境省レッドリスト 2019」、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」等により重要な動植物種が確認されているほか、計画区域の北区間に環境省が指定する「生物多様性保全上重要な里地里山」等の重要な自然環境のまとまりの場が存在します。

第3 意見

事業の実施や環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ、配慮の内容や事業計画の見直しを行ってください。

1 全般的事項

- (1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討している事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。
- (2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- (3) 「(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」を含む3事業で連携し、それぞれの事業特性は踏まえながらも、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めてください。
- (4) 地域の交通体系を踏まえながら、事業の必要性を長期的な交通需要の予測等により明確にするとともに、他の交通システムではなく中量軌道輸送システムを整備する理由を方法書に記載してください。
- (5) 関連する「(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討してください。
- (6) 構造形式及び駅の位置の選定においては、環境への影響、事業性、経済性等の観点から比較検討した結果を方法書に記載してください。

2 配慮指針に掲げられている配慮事項

【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「2 鉄道及び軌道の建設」】

- (1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮【配慮事項(1)】
車両基地の整備に伴い相沢川の改変等を行う場合は、可能な限り水生生物等に配慮した施工計画の策定に努めてください。
- (2) 計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供【配慮事項(3)】
相模鉄道本線瀬谷駅周辺での工事が想定されることから、駅利用者等の安全に配慮した施工計画を策定するとともに、適切な情報提供に努めてください。

(3) エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用【配慮事項(6)】

ア 省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すよう努めてください。

イ 太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入についても検討してください。

(4) ヒートアイランド現象の抑制【配慮事項(10)】

省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すよう努めてください。【(3) 再掲】

(5) 環境影響における保全対策【配慮事項(15)】

地下構造物を設置する場合は、地下水位、地盤沈下について十分な対策を行ってください。